

鹿児島県生活安定審議会の委員を募集します

鹿児島県では、県民の消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を調査審議するため、鹿児島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例第30条の規定に基づき、「鹿児島県生活安定審議会」を設置しています。

このたび、同審議会の運営に県民の参画を得て、審議の活性化とより開かれた消費者行政の推進を図るため、引き続き委員の一部を公募します。

- 公募する委員の予定人数 消費者を代表する者 2人
- 募集の対象となる方
県内に居住する満20歳以上（令和2年4月1日現在）の方
ただし、既に鹿児島県が設置する審議会等の委員である者及び公務員は除きます。
- 応募方法
次の①及び②の書類を郵送、FAX又はEメールのいずれかの方法により御提出ください。
＜提出書類＞
 - ①所定の応募申込書
 - ※ 希望される方には、応募申込書をお送りします。なお、県のホームページにも掲載しています。
 - ②「消費者行政について感じていること」をテーマとした作文
 - ※ 800字程度、様式自由
- 応募期間
令和2年4月16日（木）～令和2年5月18日（月）【必着】
- 選考方法等
 - ・ 書類審査の上、決定します。
 - ・ 選考結果については、決定後、速やかに応募者全員に通知します。
〔 選考結果の理由についてのお問合せにはお応えいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。 〕
 - ・ 公募委員に決定した方については、氏名及び居住市町村を公表します。

＜申込み及び問合せ先＞

鹿児島県 男女共同参画局 消費者行政推進室
住 所：〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
電 話：099 - 286 - 2521
FAX：099 - 286 - 5524
Eメール：seibun-ss@pref.kagoshima.lg.jp

< 鹿児島県生活安定審議会の委員について >

[審議会の主な役割]

- ① 知事の諮問に応じ，消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を調査審議し，意見を述べること。
- ② 県の消費者基本計画の推進状況の報告や，見直しの際に，意見を述べること。

[委嘱期間] : 令和2年7月1日から2年間

[開催回数] : 年1～3回程度，平日に2時間程度で開催する。

[開催場所] : 鹿児島県庁の会議室等（鹿児島市内）

[経費負担] : 会議に御出席いただいた場合は，県の規定による交通費等をお支払いします。

※ 次の事項にひとつでも該当した場合は，委嘱を取り消すことがあります。

- 他の都道府県に転出した場合
- 県が設置する他の審議会等の委員又は公務員になった場合
- その他の事由（例：虚偽の内容による申込みが判明するなど）により，取り消す必要があると認めた場合